

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 水野善文



学位申請者： 山崎美保

論文名： 中部ジャワ時代の社会と王
— 9世紀から10世紀初めの古ジャワ語刻文からの考察 —

【審査結果】

山崎美保氏から提出された博士論文『中部ジャワ時代の社会と王— 9世紀から10世紀初めの古ジャワ語刻文からの考察—』を慎重に審査し、2018(平成30)年3月28日に実施した最終試験（公開口述試問）においても評価基準を十分に満たしていると判断できたことから、審査委員会は全会一致で、山崎美保氏に博士（学術）の学位を授与するに相応しいとの結論に至った。

なお、審査委員は、2008年本学大学院入学以来山崎氏の研究指導をされてこられたインドネシア古代史・文化論を専門とされる青山亨先生（本学総合国際学研究院・教授）、フィリピン考古学が専門で東南アジア史にも明るい小川英文先生（本学総合国際学研究院・教授）に加え、外部からは、インドネシア史が専門の深見純生先生（桃山学院大学・元教授）、東南アジア考古学が専門の田畑幸嗣先生（早稲田大学文学学術院・准教授）をお迎えした。主査は、インド古典・中世文学が専門の不肖水野善文（本学総合国際学研究院・教授）が務め、以上五人が審査委員会を構成した。

【論文の概要】

本論文は、サンスクリットの語彙も含む古ジャワ語によって石や銅板に記された刻文を資料として用い、その丹念な読解・分析によって、先行研究で既定とされていた枠組みに拘泥することなく、リアルな9～10世紀ジャワ社会史を描きなおすことに成功した秀作である。

全体は5章だてになっているが、導入としての「はじめに」、結論としての「おわりに」があり、参考資料として扱った刻文のうち重要な二例についてのローマ字転写テキストおよび和訳、王権論が見られる古ジャワ語の『ラーマーヤナ』部分和訳、さらに附表として、扱った刻

文の書誌的情報一覧表、刻文のローマ字転写のための文字表、刻文内容に関わる要点を刻文ごとに整理した表が付されている。

導入部分では、まず、注目する時代がどのような歴史的展開のなかにあるのか概観している。ジャワ最古の文字資料が西部ジャワで発見された5世紀後半とおぼしきサンスクリット語ブラーフミー文字による刻文であることから、また漢籍の情報も補いつつ、この時代にインド文化の影響があったことを確認した。その後、9世紀になると刻文の言語がサンスクリット語から古ジャワ語へと変容し、10世紀半ばにかけて、シーマ定立という、いわゆる不輸不入地の設定に関する刻文が大量に残されたが、これを恰好の史料として注目する。あらたに発見されたものも含めて229点にもものぼる刻文を読み解くことで、当時の社会構造を明らかにしようという道筋が示される。

「第1章：先行研究と史料に関して」の第1節では、オランダ人研究者を初めとするジャワ古代史の研究史を概観しつつ、これまで提唱されてきた単一王朝説、二王朝説、複数王朝説が紹介されるが、王朝という既製の枠組みに捕らわれていると、氏が刻文を客観的に読み解こうとする際の障壁になりかねないとばかりに問題を指摘する。さらに、刻文を扱って当時の交易・社会構造の究明を試みた先行研究に対しても、王、領主、高官、役人、村民、寺院僧侶たち、社会構成員相互の関係性については未解明であることを指摘し、自らの問題意識としている。続く第2節で、扱った刻文について、その様態、時代、所在などが詳しく紹介される。

そうした問題意識のもと「第2章：社会構造」では、刻文から読み取れる情報、とりわけ王や高官らに付される称号の概念を解釈に慎重を期しながら整理し、注目する中部ジャワ時代においては、王や高官が生活する王宮、地方領主が治めるワトゥクという行政単位、そのなかに点在する村（ワヌア）、の三つの領域が立てられると見る。それら三層の社会構造のなか、課税・徴収、賦役、宗教行為、村民からの請願、土地測量など、様々な交渉が相互になされていたことを刻文から読み取った成果として提示する。

「第3章：シーマ定立の内容と意義」では、数多の刻文のなかからシーマ定立を扱う刻文に焦点をあてて、その内容・規定を読み解き、政治的・経済的意義について分析を加えている。その結果、王にとってシーマ定立が、宗教的地位の上昇にともなって配下の高官、領主、寺院の統制を盤石にする一方、公共事業、交易を活性化させ村の生産力の向上、経済の活性化の要因として機能していたことを明らかにしている。

つづく「第4章：古代ジャワにおける王」では、とりわけ刻文が多く残るカユワング王とバリトゥン王の時代に焦点を絞り、それ以前に比して王権が強化されて行く様相を、地方領主たちを自らの統治のなかに組み込んでいるという刻文記載事項の分析から明らかにしている。また、バリトゥン王のあとを継いだダクシャ王は高官出身でありながらも平和裏に王位譲渡され

ていた事実や、そのあと武力による下克上もあったと思われること、さらにはシーマ定立規則に違反した者に対する呪詛の文言から代々の王はマタラムという一つの国を統治しているという認識で共通していたこと、等々を根拠に、王位継承が血縁関係に基づくのではなく、有力者への譲渡という形式であったのではないかという見解が示される。

「第5章：中部ジャワ時代の王のありかた」において、クリスティが初期ジャワ（8-13世紀）には当てはまらないとして否定したファン・ナールスンの「多数クラトン（王宮）説」やウォルターズの「マンダラ論」（一権力者の権力範囲マンダラは線で引けるような境界がなく他と重複しており、地方領主たちを吸引する力によって融通無碍であった）などの国家モデルと照合しながら再考し、敢えて言えばマンダラ論による王のあり方に近いとする。

結論として、中部ジャワ時代の王の資質は血統に依存するのではなく、地方領主などの有力者を惹き付ける吸引力にあったとする。従来唱えられていた単一王朝説や二王朝説が前提とするような血族継承による王統は存在しなかったこと、領主たちのなかの最有力者に王位が譲渡されていたとまとめている。

【審査の概要および評価】

五名の審査委員は山崎美保氏から提出された上記博士請求論文を、2018年1月17-18日に受領したのち、それぞれ審査にあたったあと、同年3月28日午後2時から4時まで、本部管理棟2階中会議室にて最終試験（公開口述試問）を実施した。

最初に30分間ほどをつかって論文の内容についてプレゼンテーションするよう求めたところ、山崎氏はPower Pointを用いて要領よく概略説明をほどこした。そのあと、各審査委員と氏のあいだで質疑応答をおこなった。その概要は以下の通りである。

1. 先行研究の捉え方について

- ・一王朝説、二王朝説、複数王朝説（二王朝の存在を認めた上でハル王朝などその他にも王朝があったとする）を回避するのは良いとして、ファン・ナールスンの「多数クラトン（王宮）説」を複数王朝説に含める（4頁）のは不適切ではないか。王朝説が7世紀から（ソジョムルト碑文+漢籍）あるいは8世紀から（チャンガル碑文732年）中部ジャワに統一国家が存在するという前提の上での議論であるのに対して、農業社会の上に農業国家が成立する延長上の9世紀に統一国家の成立を見ようとし、かつ分散的状況はその後長く続いたとするファン・ナールスンの説を敷衍したのが本論文であるように思われる。またそれはヨルダンの説とも親和性をもつと認められる。
- ・「クラトン」を「王位についた者の政治的中心一つ」（注143）と定義しているが、「多数クラトン説」においても、中心をなすクラトンの存在は認めており、状況次第では次の

中心たるクラトンとなりうる領主たちの館がたくさんあるという姿を捉えようとしている。よって、領主の堅固な徴税システムの存在を強調する本稿は実態において多数クラトン論と同一ではないのか。

<応答>

「クラトン」の概念解釈にずれがあった可能性を認めたくえ、指摘された視点から見れば、同意できるとした。

- ・ウォルターズのマンダラ論については、より批判的に吟味した上で参照すべきであろう。
- ・「王朝」といった本論文中でのキー概念について、先行研究者がどのように概念化していたのか、より深く検討を進めるべきである。

2. シーマ定立に関して

- ・バリトゥン王の時代のシーマ定立の中で、交易・生産規定を設け、一定程度を非課税とし、超過分に課税して、受益者で三等分する規定ができたが、ひとの活動、舟渡や灌漑システムをもシーマの対象とするのは、なぜバリトゥン王以降で、それ以前になかったのか？

<応答>

バリトゥン王の時期、アジアの長距離交易の余波でジャワでも交易活動が盛んとなり、工人の活動も活発なり、大きな経済的発展を見た。経済的発展を政治・経済的に利用して、権力の伸長・強化を図ったのがバリトゥン王であったとした。

3. 王朝がなかったとする結論にかんして

- ・中部ジャワの10世紀の国（具体的にはには古マタラム国）は王朝ではないと言うことについて。血統を大義名分として国家を築き、子孫へと繋げて王朝とするのは、10世紀以前から、世界ではどこでも一般的な国や王朝の概念だが、10世紀の中部ジャワでは、古ジャワ語の刻文に基づくならば、血統を根拠に王位を継承しない。そうした状況下で、王の正統性や大義名分はどのようにして保たれ、民は服従するのか？

<応答>

バリトゥン王時代の刻文の一節を引用して、クラトン（王宮）にラトゥ（王）はひとりだけ、その下に王宮の高官が連なることを示しながら、バリトゥン王を中心とした高官システム（官僚制とは異なるだろうが）が成立しているので、先王の子ではなくも王位に就くことは可能で、王個人の力を背景に統治は可能であるとした。

- ・古代ジャワの王が、血縁ではなく、「力」であるのなら、その「力」とはどのように捉えられるのか、もっと積極的な概念化が欲しかった。

4. 表記・表現について

- ・論点は提示されているにもかかわらず、提示の仕方にやや明快でないところがあり、論旨が十分に読み手に伝わらない懸念がある。また、丁寧さを欠いている個所がいくつかあったのが惜まれる。例えば、シーマといった重要概念についても、いきなり定義を提示するのではなく、先行研究のなかでどのように捉えられ、筆者によって整理されたのかについての議論が欲しかった。
- ・付表に、どの刻文が自身による翻字・翻訳であるのか、提示されておらず、価値を損ねている。
- ・古ジャワ語のカタカナ表記の一部に不統一なところが残っている。例：古ジャワ語の e の表記として「デーワ」と「クウェラ」が混在。
- ・注 84 で、参照している岩本論文の記述をそのまま引用していたとしても、サンスクリット語の文法理解が十全ではないのではないかという懸念を抱かせてしまう。

5. 今後の展望・期待

- ・ワトゥクの広範囲な分散および王の徴税人マンギララ・ドゥラウィヤ・ハジ (MBH) が 200 種を超える多様性をもつことのそれぞれの社会的、政治経済的位置づけをうまく説明できないという問題が従来から指摘されている。本稿もワトゥクと MDH という 2 つの鍵概念がもつこの問題を説明できていない。たとえばカユワンギ王とバリトゥン王の間の時期は「政治的に不安定な、群雄割拠の状態」とされる (87 頁)。そのときワトゥクと MDH をめぐる様々な軋轢があったであろうことは容易に想像できるが、こうした問題を取りあげてほしい。
- ・王権と宗教との関わりなどを取り扱えなかったのは、論文の性質上やむを得ない。しかし、将来、刻文の出土地 (寺院) の宗教と刻文中の語句を比較・対応させるなどの研究が可能であろう。王権と王宮・都市の問題も将来の課題である。
- ・宗教と王権との権力の関連性について、古ジャワ語『ラーマーヤナ』のテキストを参照するのであれば、もう少し議論を深める余地があると思われる。
- ・この時期の東南アジア地域との比較の中で、相対的に中部ジャワ世界を描き出すことによって、より広がりのある歴史を語るよう心掛けたい。
- ・シーマ定立と同様の社会政策について、時代的に遡るインドの *agrahāra* などとの比較も、

古代ジャワの場合をより鮮明にさせるのではないか。

審査委員一同は、以下の諸点で本論文を高く評価した。

1. 古ジャワ語という、日本はもとより世界でも研究者が少ない言語による刻文史料について、対象の地域・時代に関して、可能な限り現物に接して網羅的に精査した結果に基づいた研究である。中部ジャワ時代の古ジャワ語刻文史料をきちんと整理したという点だけでもひとつの功績である。また、将来の様々なアプローチを可能にした、ということにも本論の意義があるだろう。
2. 複数の地方領主の中から実力のある者がその時々の中中央の「王」となる状況、および、時代が下るにつれて中央の「王」の支配力が、揺れ戻しを経験しつつも、強化されていく傾向にあることを、刻文史料を丹念に読み解くことから明らかにした。これは、王朝を前提とした中部ジャワ時代史の構築に対して出された複数クラトン説を継承するものであるが、刻文史料の精査によって同説を裏付け、発展させたものとして評価できる。
3. より具体的には、第一に王位は血縁によるのではなく（制度化されず）実力により獲得するもの、王権の強さは王個人の能力に依存するという、従来の研究を超えた示唆が得られたこと。第二に、バリトゥン王からシンドック王への連続性が、先行研究 (Boechari 1976) が言うほど単純な事柄ではないことが明らかにされた。強力な王の統治が連続するわけではなく、必ずしも安定的に移行したのではないことが示されている。第三に、本稿の分析をとおしてカユワンギ王からバリトゥン王、ダクシャ王、ワワ王を経てシンドック王に至る 5 王がマタラム国を統治するという認識を共有することが明らかにされた。中部ジャワの古代国家をマタラムと呼ぶのは従来一般的ではあるが、じつはこの一般常識は史料的根拠が乏しかったから、本論文によってマタラム国が新たに生まれ変わることになり、その意義は大きい。

以上、審査委員会は、山崎美保氏から提出された『中部ジャワ時代の社会と王—9世紀から10世紀初めの古ジャワ語刻文からの考察—』について、本学・総合国際学研究科博士学位論文評価基準に徴して、充分その水準に達していると判断し、同氏に博士（学術）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に至った。